

# 動物愛護管理法での限界

## 動物の火葬埋葬法(仮)の作成

元々動物愛護管理法は、生きている動物を主として扱っていますので、そこに人間の墓地埋葬法のような内容のレベルを盛り込むことは、無理が生じます。おそらく動物愛護管理法自体を大きく見直さなければならないものと考えます。故に、動物の火葬埋葬をきちんと規制するのであれば、専門の法律『動物の火葬埋葬法』(仮)を別に作成する必要があるものと考えます。

JAGA 日本動物霊園連合では、現在作成途中ですが、今回の動物愛護管理のあり方検討小委員会ヒアリングの資料にて、これを発表させて頂き、動物火葬業者の真の法整備につなげたいと考えています。

### 資料

- 1、ダイオキシンについて
- 2、集塵装置等の義務
- 3、移動火葬車の道路交通法遵守
- 4、移動販売と移動火葬車について考える

又、現在作成中ですが、以下の項目も盛り込むことも検討しています。

- ・動物の死体の冷凍禁止
- ・動物の死亡後24時間後の火葬埋葬
- ・動物死亡診断書の必要性 等々

## ダイオキシンについて

ダイオキシンとは、一種類の化学物質ではなく、ダイオキシン類と呼ばれる何種類（200種類以上）もの化学物質の総称です。

規制対象となるダイオキシン類の種類と規制値については国により異なりますが、日本の場合、ダイオキシン類対策特別措置法によって、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（略称PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（略称PCDF）、コプラナーPCB（略称C<sub>o</sub>-PCB）の三種類が規制の対象物質となっています。

これら3種類のダイオキシン類が規制対象となっているのは、相互に類似した物理化学的性質と生物学的作用を持つことに加え、世界的規模で共存して環境や生体を汚染しているからです。要するに、数あるダイオキシン類のうちで、特に毒性の高いダイオキシン類の排出を法令で規制しているのです。ここでは、これら規制対象となるダイオキシン類を総称して、ダイオキシンと呼ぶことにします。

ダイオキシンは、もともと自然界にわずかに存在していました。1930年頃までのダイオキシンの発生原因としては、森林火災や人間が燃料として使う木材の燃焼、あるいは火山の噴火が原因と考えられています。その後、ダイオキシンは急速に増加したのですが、人間の近代的な社会生活に密接に関係していて、国により増加の始期が異なります。日本の場合1950年（昭和25年）頃から増加していることが分かっています。

それでは、どのような状況でダイオキシンが大量に発生するのでしょうか。ダイオキシンを構成している元素は、炭素、酸素、水素、塩素の四種類です。これらの元素は私たちの生活の身の回りに大量に存在します。そしてそれら元素を含んだゴミを不完全燃焼させたときにダイオキシンは大量に発生することが分かっています。

反対に、これらの元素を含んだゴミも、高温で完全燃焼させればダイオキシンの生成を抑制することができます。そこで、国の指針では、800℃以上で2秒間滞留させることでダイオキシンを分解し、ダイオキシンが生成しやすい300℃～650℃の範囲を排気ガスが速やかに通過するように指導しています。

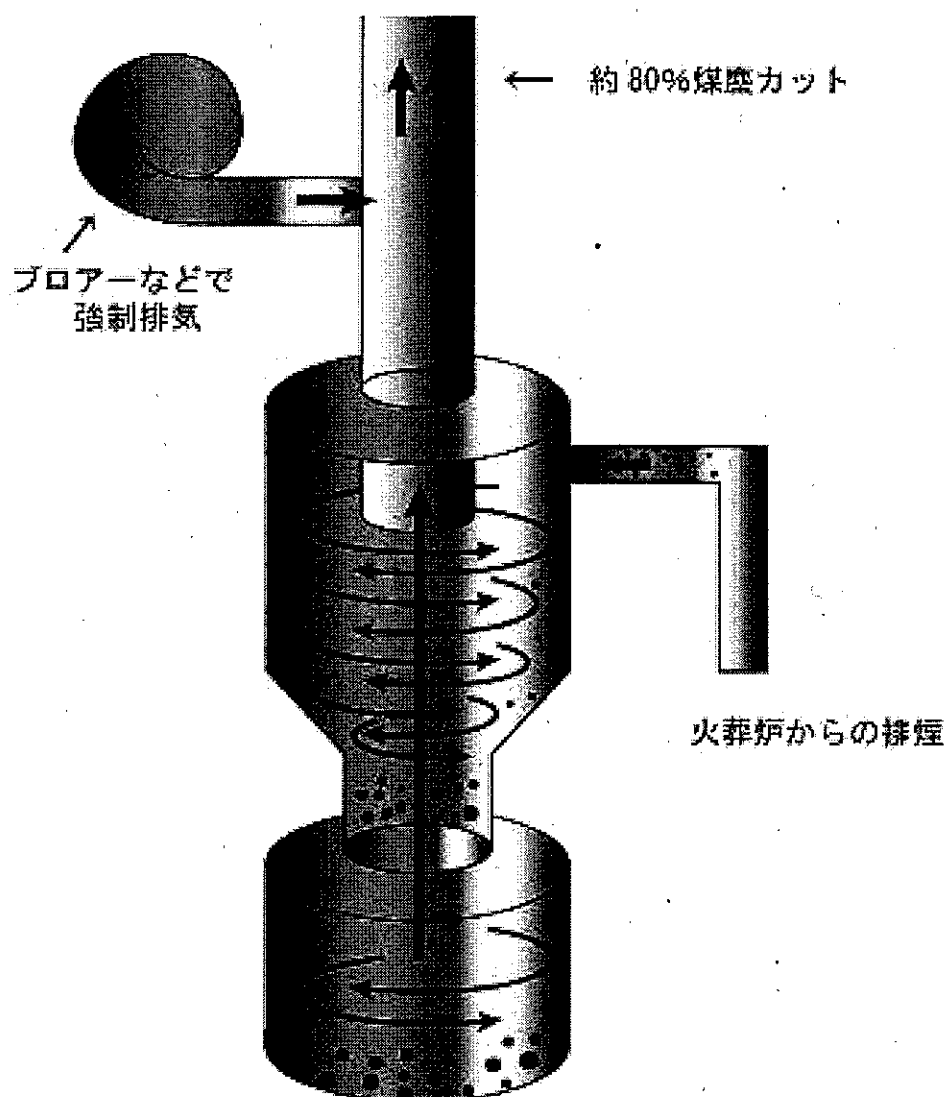
問 動物火葬炉でもダイオキシンは発生するのか？

答 動物火葬炉も同じく完全燃焼させなければ、ダイオキシンが大量に発生します。したがって、動物火葬炉で設計された能力以上の動物を燃焼させると能力は著しく低下します。設計上の能力を必ず守り、800℃以上の高温を2秒以上外気と遮断できる二次燃焼を設ける必要があります。

## 集塵装置等の義務

動物火葬炉も近年進化しております。しかし国民生活環境をよりよくする為、空気中に放出される前に煤塵を最小限に除去をできるサイクロン、若しくは、洗浄集塵装置又はこれらと同等以上の機械を有する集塵装置を設置する事が必要不可欠かと考えます。

これこそがクリーンで環境にやさしく、良好な住環境の保持及び公衆衛生の向上を図り、国民の生活環境の保全に資することも動物火葬業者の責務かと考えます。



### サイクロンとは

サイクロンとは、吸い込まれた排ガスが筒の中で渦巻きを起こすようにして空気と塵を遠心分離するものです。遠心力でコーンの筒に沿って加速して回りながら塵は重さで落ち、空気は中心から出ていきます。

## 移動火葬車の道路交通法遵守

**道路での動物の火葬行為(業)は、道路交通法違反の疑いが強くあります。**

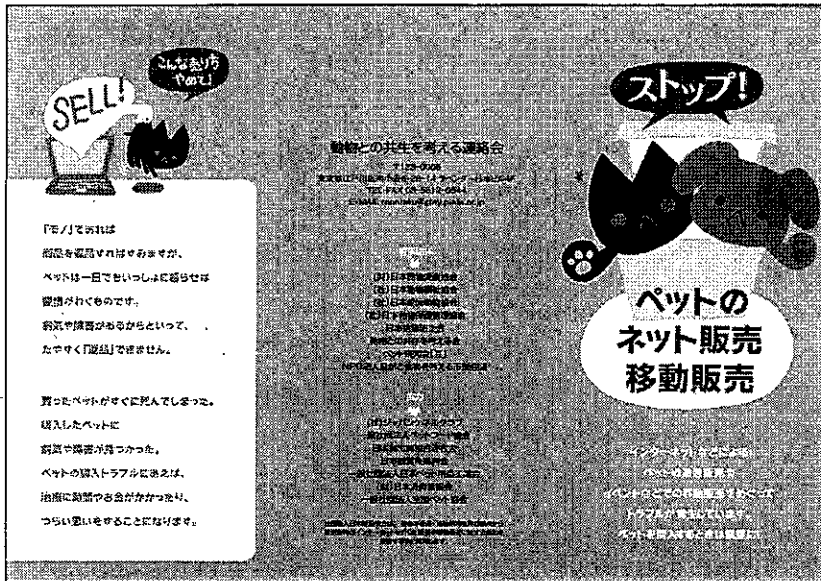
道路交通法第77条により、『道路で業(火葬業)をおこなう者は、その場所を管轄する警察署長に道路使用許可を受けなければなりません。』とあります。料金を徴収し火葬をする、すなわちこれは業に該当するため、道路使用許可は下りません。危険な火葬業務に道路使用許可が下りるなら、世の中のほとんどの商売が道路で行える形となります。

又現在、条例で移動火葬車について規制をかけている地域でも『道路交通法を遵守する』と書かれており、これに関しては全国统一の見解を示す必要があり、動物の火葬埋葬法でも明記して頂くことを要望します。



# 移動販売と移動火葬車について考える

移動販売（特定の店舗を持たない販売形態）は、今回の動物愛護管理のあり方検討小委員会の規制の検討について議論が行われています。又、以前から、移動時の子犬子猫のストレスや負担、販売後のアフターフォロー等が問題となっています。又、動物愛護の観点から見て、『命あるものを移動してまで、行わなければならないものかどうか』も、要因の一つではないでしょうか。各種動物の協会、団体がストップ運動を展開しています。



しかしこの移動販売は、基本的に移動先の都道府県知事等に登録をした上で行っているところは、動物火葬業者業界から見ると、評価出来ると考えます。我々、動物火葬業者業界で考えた時、同じ移動で行っているのが移動火葬車です。この2つを比べてみます。

	移動販売	移動火葬車
業を行うことを近隣住民は知っているか。	チラシの配布、コマーシャルを流す、看板を大きく掲げられる等、ほとんどの近隣住民は知っている。	多くは火葬をしていることを周知せずに行われている。故に多くは知らない。
安全面（主として）	短期間で販売が行われ、相当数の子犬子猫が運ばれるため、人と動物の共通感染症という観点では注意が必要。	火葬は800～1000℃位の温度で行われる。一番はもしもの爆発事故である。又、車（トラック、バン等）で行われるため、もしものガソリン、軽油等への引火も危険である。
都道府県知事等への登録	基本的に、移動毎に新規の場所で、動物取扱業の登録が行われている。	法規制がないため、何もなし。一部だが条例で規制を設けている地方自治体有り。
問題、トラブル	動物愛護団体等の意見を聞くと多いと。	火葬直後に高額な金額を請求する問題等を始め、良くメディア、ネット上に上がる。

本当に動物の販売も、動物の火葬も、移動してまで行う必要があるのか、又動物の火葬においては、近隣住民はどう思っているのか等、様々な観点から議論して頂き、法整備して頂くことを要望します。

最後に、あなたの家の近くで、断りもなしに、又は告知もなしに、動物の火葬が行われていましたら、あなたはどう思いますか？ JACA日本動物霊園連合としましては、危険な火葬行為を行なうという観点から、半径100m以内の住民には、周知が必要だと考えます。